

令和5年度第1回

消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時：2023/8/9（水）13：30～15：30

2 場所：経済産業省別館2階 238 共用会議室

3 出席者

(1) 委員

小林座長、佐野委員、志田委員、齋藤委員、木原委員、奥氏（都丸委員代理）
山橋委員、山本委員、森下氏（渡邊委員代理）

(2) 専門委員

河野委員、関澤委員、小山委員、三宅委員

(3) オブザーバー

国土交通省住宅局、全国消防長会、消防庁消防大学校消防研究センター

(4) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、高島技官、佐々木技官、榎本事務官、三橋事務官、

4 配布資料

資料 1-1 耐火建築物における主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）を部分的に木造化する場合の規定の整備（委員限り）

資料 1-2 建築防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設（委員限り）

資料 1-3 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について

参考資料 1-1 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会開催要綱

参考資料 1-2 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会委員名簿

参考資料 1-3 建築基準法令改正（R4.6 公布）の検討案について（委員限り）

参考資料 1-4 参考条文

参考資料 1-5 「令8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日付け消防予第53号）

参考資料 1-6 「消防用設備等の設置単位について（通知）」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）

5 議事

- (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について
- (3) その他

6 主な意見交換 (○:委員・オブザーバー、●:事務局、□:国土交通省、■:小山委員)

- (1) 木材利用の推進等に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応
後日公開予定

(2) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の改正について

- 消防隊が非火災等での出場し、火災場所を特定したい場合に、音響はずっと流れているのか、それとも操作すると音響だけ消せて、出火場所はランプ等で表示されているのか。
- 出火場所以外の音響を止めた場合は再鳴動し、出火場所の音響を止めた場合は全てが止まる。出火場所以外で止めた場合は、当該感知器の音声だけ止まる。いずれの場合も、火災が継続している限り、5分後に再鳴動するので、火災が継続していれば完全に止まることはない。焼失した場合も鳴り続ける。
- 300 m²を上限にしているので大体の無線は届くと思うが、実際にどのように確認するのか。規模が小さいので大丈夫だと思うが、RCというよりもユニットバスの部分や、金属に若干弱い部分があったと思う。
- 建物の構造によって電波の減衰がかなり大きくなる。RC造だと、基本的には縦方向の減衰が大きいので届く場所と届かない場所が出てくるのではないかと懸念がある。建物規模が300 m²とか、建物構造が木造であれば、基本的に無線は届く形になっている。現在は、無線が届かない場合は警報が出るため、設置の際に必ず分かるような仕組みになっている。また、ユニットバスの断熱での減衰も結構大きいので、やはり、電波が届くかどうかを現場で確認しながら設置する必要がある。
- 今回、格納庫等も設置可能になるということだが、設置するケースはレアケースだと思う。格納庫は天井高がある印象で、面積的に音声が届きにくいケースも考えられる。その場合は、設置個数を増やすことを想定しているか。
- 格納庫は、間仕切り等が少ない空間だと考えており、一定の音圧で鳴動するので音声は聞こえると考えている。当然、設置場所の環境によっては個数を調整する必要があると考える。鳴動範囲については、現行の地区ベル等と比較して、どれぐらいの距離であれば、現行の感知器の報知音でも届くかどうかを、過去のデータや資料でお示ししたい。
- 特小自火報は、受信機がないため、避難誘導を行うための避難誘導計画みたいなものが必要になるのではないかと。

以上